

# 長野南高等学校創立 30 周年記念事業

## 実行委員会会則（修正版）

（名 称）

第 1 条 本会は、長野南高等学校創立 30 周年記念事業実行委員会と称し、事務局を長野南高等学校内に置く。

（事業目的）

第 2 条 本会は、長野南高等学校の創立 30 周年を記念し、次の事業を行うことを目的とする。

同窓会名簿の作成  
教育環境整備援助  
30 周年 HP の作成  
記念冊子の刊行  
記念式典等の開催  
その他必要と認める事項

（組 織）

第 3 条 本会は、長野南高等学校同窓会、長野南高等学校 P T A 並びに本会の事業目的の趣旨に賛同する個人及び団体をもって組織する。

（役 員）

第 4 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	若干名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名
幹 事	若干名
委員長	各 1 名
副委員長	若干名

（役員の仕事）

第 5 条 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 1 理事は会務の執行にあたり、監事は会計の監査にあたる。
- 2 事務局長は庶務会計を総括する。
- 3 事務局次長は事務局長を補佐する。
- 4 幹事は事務局長のもとで庶務会計の実務を担当する。
- 5 委員長は委員会を掌握する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事

故あるときは、その職務を代行する。

(役員を選出)

第6条 会長・副会長・理事・監事は総会において選出し、事務局長・事務局次長・幹事・委員長・副委員長は会長が委嘱する。

但し、組織の事情により役員を交代する場合は、役員会の承認をえる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、選任された日から、本会事業が完結する日までとする。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。なお、顧問は会長の諮問に応じる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会・役員会・委員会とする。

- 1 総会は、事業計画・予算・決算・会則の変更・その他重要事項を審議する。
- 2 役員会は、正副会長・理事・事務局長・事務局次長・幹事・正副委員長をもって構成し、会務執行に関する事項を決定し、執行する。
- 3 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(委員会)

第10条 本会に次の委員会をおき、役員会の指示にもとづき会務を実行する。

- 1 委員会に正副委員長をおく。
- 2 委員は会長が委嘱する。
  - ・教育環境整備委員会
  - ・式典・祝賀委員会
  - ・記念誌・HP作成委員会
  - ・募金活動委員会

(経費)

第11条 本会の経費は、寄付金・分担金・補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計は、予算成立の日から決算認定の日までとする。

(雑則)

第13条 会則の運用上必要な規定は、別に定めることができる。

附 則

この会則は、平成22年12月1日から施行する。